

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成21年9月3日(2009.9.3)

【公表番号】特表2009-502332(P2009-502332A)

【公表日】平成21年1月29日(2009.1.29)

【年通号数】公開・登録公報2009-004

【出願番号】特願2008-524002(P2008-524002)

【国際特許分類】

A 6 1 L 27/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 L 27/00 W

【手続補正書】

【提出日】平成21年7月17日(2009.7.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

多孔性ウェブを形成するべく混ぜ合わされた溶融成形された連続フィラメントを含む移植可能物品であって、前記フィラメントが多数の接触点で互いに自己密着し、前記フィラメントが、少なくとも1つの非晶質重合体構成成分に共有結合した又はこの構成成分と配合された少なくとも1つの半結晶性重合体構成成分を含んで成り、該フィラメントが、結晶状態にある時に部分的乃至は完全な重合体構成成分相非混和性を有する物品であって、付加的な構成成分が不在である場合に90超の多孔性百分率を有し、前記多孔性ウェブに付着させられた非生体吸収性重合体材料を有する、移植可能物品。

【請求項2】

多孔性百分率が、付加的構成成分の不在下で91超である、請求項1に記載の移植可能物品。

【請求項3】

少なくとも1つの半結晶性重合体構成成分が少なくとも1つの非晶質重合体構成成分に共有結合されている、請求項1に記載の移植可能物品。

【請求項4】

構成成分がブロック共重合体を含んで成る、請求項3に記載の移植可能物品。

【請求項5】

少なくとも1つの半結晶性重合体構成成分が少なくとも1つの非晶質重合体構成成分と配合されている、請求項1に記載の移植可能物品。

【請求項6】

構成成分のうちの少なくとも1つがブロック共重合体である、請求項5に記載の移植可能物品。

【請求項7】

少なくとも1つの半結晶性重合体構成成分は摂氏80度(80)超の融点を有する、請求項1に記載の移植可能物品。

【請求項8】

哺乳動物の口腔内に配置するように適合されている、請求項1に記載の移植可能物品。

【請求項9】

非生体吸収性重合体材料がフッ素重合体である、請求項1に記載の移植可能物品。

【請求項 10】

フッ素重合体がポリテトラフルオロエチレンである、請求項9に記載の移植可能物品。

【請求項 11】

多孔性ウェブを形成するべく混ぜ合わされた溶融成形された連続フィラメントを含む移植可能物品であって、前記フィラメントが多数の接触点で互いに自己密着し、前記フィラメントが、少なくとも1つの付加的な半結晶性重合体構成成分に共有結合した又はこの構成成分と配合された第1の半結晶性重合体構成成分を含んで成り、該フィラメントが、結晶状態にある時に部分的乃至は完全な重合体構成成分相非混和性を有する物品であって、付加的な構成成分が不在である場合に90超の多孔性百分率を有し、前記多孔性ウェブに付着させられた非生体吸収性重合体材料を有する、移植可能物品。

【請求項 12】

多孔性百分率が、付加的構成成分の不在下で91超である、請求項11に記載の移植可能物品。

【請求項 13】

少なくとも1つの半結晶性重合体構成成分が少なくとも1つの非晶質重合体構成成分に共有結合されている、請求項11に記載の移植可能物品。

【請求項 14】

構成成分がブロック共重合体を含んで成る、請求項13に記載の移植可能物品。

【請求項 15】

少なくとも1つの半結晶性重合体構成成分が少なくとも1つの非晶質重合体構成成分と配合されている、請求項11に記載の移植可能物品。

【請求項 16】

構成成分のうちの少なくとも1つがブロック共重合体である、請求項15に記載の移植可能物品。

【請求項 17】

少なくとも1つの半結晶性重合体構成成分は摂氏80度(80)超の融点を有する、請求項11に記載の移植可能物品。

【請求項 18】

哺乳動物の口腔内に配置するように適合されている、請求項11に記載の移植可能物品。

。

【請求項 19】

非生体吸収性重合体材料がフッ素重合体である、請求項11に記載の移植可能物品。

【請求項 20】

フッ素重合体がポリテトラフルオロエチレンである、請求項19に記載の移植可能物品。

。

【請求項 21】

多孔性ウェブを形成するべく混ぜ合わされた溶融成形された連続フィラメントを含む移植可能物品であって、前記フィラメントが多数の接触点で互いに自己密着し、前記フィラメントが、少なくとも1つの非晶質重合体構成成分に共有結合した又はこの構成成分と配合された少なくとも1つの半結晶性重合体構成成分を含んで成り、該フィラメントが、結晶状態にある時に部分的乃至は完全な重合体構成成分相非混和性を有する物品であって、付加的な構成成分が不在である場合に90超の多孔性百分率を有し、かつ前記多孔性ウェブに付着させられた多孔質延伸ポリテトラフルオロエチレン材料をさらに含む、移植可能物品。

【請求項 22】

多孔性百分率が、付加的構成成分の不在下で91超である、請求項21に記載の移植可能物品。

【請求項 23】

少なくとも1つの半結晶性重合体構成成分が少なくとも1つの非晶質重合体構成成分に共有結合されている、請求項21に記載の移植可能物品。

【請求項 2 4】

構成成分がブロック共重合体を含んで成る、請求項2_3に記載の移植可能物品。

【請求項 2 5】

少なくとも 1 つの半結晶性重合体構成成分が少なくとも 1 つの非晶質重合体構成成分と配合されている、請求項2_1に記載の移植可能物品。

【請求項 2 6】

構成要素のうちの少なくとも 1 つがブロック共重合体である、請求項2_5に記載の移植可能物品。

【請求項 2 7】

少なくとも 1 つの半結晶性重合体構成成分は摂氏 80 度 (80) 超の融点を有する、請求項2_1に記載の移植可能物品。

【請求項 2 8】

多孔性ウェブを形成するべく混ぜ合わされた溶融成形された連続フィラメントを含む移植可能物品であって、前記フィラメントが多数の接触点で互いに自己密着し、前記フィラメントが、少なくとも 1 つの付加的な半結晶性重合体構成成分に共有結合した又はこの構成成分と配合された第 1 の半結晶性重合体構成成分を含んで成り、該フィラメントが、結晶状態にある時に部分的乃至は完全な重合体構成成分相非混和性を有する物品であって、付加的な構成成分が不在である場合に 90 超の多孔性百分率を有し、かつ前記多孔性ウェブに付着させられた多孔質延伸ポリテトラフルオロエチレン材料をさらに含む、移植可能物品。

【請求項 2 9】

多孔性百分率が、付加的構成成分の不在下で 91 超である、請求項2_8に記載の移植可能物品。

【請求項 3 0】

少なくとも 1 つの半結晶性重合体構成成分が少なくとも 1 つの非晶質重合体構成成分に共有結合されている、請求項2_8に記載の移植可能物品。

【請求項 3 1】

構成成分がブロック共重合体を含んで成る、請求項3_0に記載の移植可能物品。

【請求項 3 2】

少なくとも 1 つの半結晶性重合体構成成分が少なくとも 1 つの非晶質重合体構成成分と配合されている、請求項2_8に記載の移植可能物品。

【請求項 3 3】

構成成分のうちの少なくとも 1 つがブロック共重合体である、請求項3_2に記載の移植可能物品。

【請求項 3 4】

少なくとも 1 つの半結晶性重合体構成成分は摂氏 80 度 (80) 超の融点を有する、請求項2_8に記載の移植可能物品。